令和6年度高知県食品、添加物等の年末一斉取締り実施結果

〇実施期間:令和6年12月2日から令和6年12月27日

- 〇実施結果:別紙のとおり
  - ・生食用又は加熱不十分な食肉等の販売・提供に関する監視指導結果(別紙1)
  - ・鶏肉を飲食店営業者に販売する施設(食鳥処理業者、卸売業者等)に関する監視指導結果(別紙2)
  - ・大量調理施設等(弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院、福祉施設等)に対する監視指導結果(別紙3)
  - ・野生鳥獣肉(ジビエ)の取扱施設調査結果(別紙4)

- 【記入 要領】
  ① 規格基準に適合した生食用食肉は計上の対象外です。
  ② 生食用とは、刺身、タルタル等のほか、飲食店等での情報提供不十分又は誤った情報提供(生食を促す案内をする等)のものを含みます。
  ③ 不十分な加熱とは、湯引き、炙り、たたき、中心部まで加熱されていない食肉料理、いわゆるレアハンバーグ等の挽肉調理品を含みます。

食肉を取り扱う施設	(消費者に直接販売・提供する施設)

1. 立入りを行った施設数 ※通知文、パンフレット配布		とします。	_				[	(	57施設
2. 1のうち生食用又は不 ※通知文・パンフレット配布			について指導し	た施設数(	実数)		[		1施設
(h) その他の指導	容(延べ数) いて、生食用食肉に肉について、衛生のいて、衛生の販売・提供を中止食肉について、販時の衛生的な取扱の販売・提供後に、売店、客席にコンに	※(a)~(h)のの規格基準に基準(平成10年であるという。 であるといいで記載で十分に表・提供を申却に、他の食材・ 十分な加熱とはいいで記載したのいて記載し	F9月11日付け生律 に加熱して販売・提 すること への交差汚染の防 器具の使い分けを 精がある飲食店) てください。	売、提供する。 前発第1358号 畳供すること 5止(器具の使	こと)に基づいた取扱を	もい等)を行う	こと [		施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施
提供方法 生食用として	別代	7元四	和個內守	ガード川吹	心加軟	沙装	てい記い部立		
販売・提供 不十分な加熱で 販売・提供									
生 提供部位 提供方法	筋肉 ※	挽肉	結着肉等	肝臓	心臓	舌	横隔膜	胃∙腸	その他の部位
生食用として 販売・提供									
不十分な加熱で 販売・提供						*	規格基準に適合した	-生食用食肉(:	1 (中の食肉)を除く
提供部位提供方法	筋肉	挽肉	結着肉等	肝臓	心臓	舌	横隔膜	胃∙腸	その他の部位
生食用として販売・提供									
不十分な加熱で販売・提供									
馬			1				1		
提供部位 提供方法	筋肉	挽肉	結着肉等	脂肪	肝臓	舌	その他の部位		
生食用として 販売・提供									
不十分な加熱で 販売・提供									
めん羊・山羊									
提供部位提供方法	筋肉	挽肉	結着肉等	肝臓	その他の部位				
生食用として 販売・提供									
不十分な加熱で 販売・提供									
イノシシ					シカ				
提供部位 提供方法	筋肉	肝臓	その他の 部位			提供部位	筋肉	肝臓	その他の 部位
生食用として 販売・提供					生食用 販売・	 として 提供			
不十分な加熱で 販売・提供					不十分な 販売・				
その他 ( )	<u>'</u>				その他	( )	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
提供部位提供方法	筋肉	肝臓	その他の部位			提供部位	筋肉	肝臓	その他の 部位
生食用として 販売・提供			可り7人		<u>提供力法</u> 生食用 販売・	 として 提供			司31火
不十分な加熱で 販売・提供					不十分な 販売・				

## 鶏肉を飲食店営業者に販売する施設(食鳥処理業者、卸売業者等)に関する監視指導結果

(別紙2)

## 鶏肉を飲食店営業者に販売する施設(食鳥処理業者、卸売業者等)

※通知文、パンフレット配布等のみの施設は**計上しません。** 

1. 立入りを行った施設数 ※通知文、パンフレット配布等のみの施設も計上します。	1 施設
2. 1のうち加熱が必要である旨の情報伝達について指導した施設数(実数)	1 施設

1. 立入りを行った施設数 ※情報提供(通知文、パンフレット配布等)のみの施設も計上します。	33 施設
2. 1のうち通知文書、手引書等の配布(情報提供)又は通知文書、手引書等を用いて指導した施設数	22 施設

(別紙3)

大量調理施設等(弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院、福祉施設等)に対する監視指導結果

## 野生鳥獣肉(ジビエ)の取扱施設調査結果

(別紙4)

1. 野生鳥獣肉を使用し、製造・調埋・販売を行っ ※通知文、パンフレット配布等のみの施設も計上しま	っている施設への監視指導実施 <b>致(立人りを行った施設致)</b> <sup>ます。</sup>	2 施設
2. 監視指導実施施設の業種別施設数(延べ	数)	
飲食店営業 施設食肉製品製造業 施設	食肉販売業施設その他2(包装食肉販売、食肉処理業)	
3. 1において指導した内容(のべ数) ※(a)~	(c)の合計は、指導した施設数(実数)にはなりません。	
(b) 食肉処理業の許可を受けた。	と解体するために食肉処理業の許可が必要であること 施設で解体された野生鳥獣肉を使用すること 認、記録の作成、保存を適切に実施すること	施設 施設 施設